

○佐用町住宅耐震化補助金交付要綱

平成28年 3月29日要綱第25号

改正

平成29年 3月30日要綱第30号

令和元年 5月31日要綱第 4号

令和 3年 6月11日要綱第25号

令和 5年 4月14日要綱第27号

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐用町内に所在する住宅（国、県、市町及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が行う耐震改修工事等に対して補助金を交付することにより、住宅の耐震化の推進を図ること、又は地震による住宅の倒壊から町民の生命を守ることを目的とするために補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 町長は、予算の範囲内においてこの要綱に基づき、事務又は、事業を行う者に対し、その施行に必要な経費の全部又は一部について補助するものとし、当該補助の対象となる事業は別表第1に定める。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、ほかの世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 申請者 本事業を実施するため、第7条に基づき補助金の交付を申請する者をいう。
- (3) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満である併用住宅を含む。）となっているものをいう。
- (4) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) その他共同住宅 戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外のものをいう（長屋住宅を含む。）。
- (6) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。

- (7) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版、2004年改訂版)による一般診断法若しくは精密診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)による耐震診断、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2001年版、2017年改訂版)に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法による診断」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震基準」(2009年版)に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は、「第3次診断法」による耐震診断(木造に関する部分を除く。)
 - ウ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算(以下「構造計算」という。)による耐震診断
 - エ 上記アからウに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (8) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第2に定める基準をいう。
- (9) 安全性が低いと診断されたもの 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの
 - イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。)
- (10) 安全性を確保しているもの 現行の建築基準法(昭和25年法律第201号)を満たすもの
- (11) 建替工事 安全性が低いと診断された住宅を除却し、現行の建築基準法に適合する住宅を新たに建築すること。
- (12) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事で、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。
- ア 基礎、柱、はり及び壁の補強工事(地盤改良工事を含む。)
 - イ 屋根を軽量化にする工事
 - ウ 床面の剛性を高める工事
 - エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法による補強工事又は別表第3に掲げる工法に該当するものとして町長が認めるものによる工事
 - オ 減築工事(減築後の住宅が第1号に規定する住宅となるものに限る。)
 - カ 第6条に規定する附帯工事
- (13) 屋根軽量化工事 住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根(土ぶき瓦屋根)を重い屋根(棧瓦ぶき等)又は軽い屋根(スレート板、鉄板ぶき等)に軽量化する工事とし、第6条に規定する附帯工事を含むものとする。
- (14) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積をいい、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定を含む。

- (15) シェルター型工事 住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるものをいい、第6条に規定する附帯工事を含むものとする。
- ア 別表第3に掲げる工法に該当するものとして町長が認めるものによる工事
- イ 別表第4に掲げるシェルター等を設置等する工事
- (16) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。
- ア 別表第3に掲げる装置に該当するものとして町長が認めるもの
- イ 別表第5に掲げる装置
- (17) 耐震改修工事等 建替工事、耐震改修工事、屋根軽量化工事、簡易耐震改修工事、耐震改修計画策定及びシェルター型工事、並びに防災ベッド等設置工事をいう。
- (18) 基礎の補強 住宅の耐震性向上のために行う基礎の補強をいい、地盤の悪い敷地での地盤改良工事を含む。
- (19) 住宅改修業者登録制度 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。
- (20) 施工者 申請者の依頼を受けて除却、建替工事及び耐震改修工事等を実施する者をいう。
- (21) 事業者グループ 県・町と連携して耐震化に取り組むものとして、県の登録を受けた、設計事務所及び施工業者から構成されるグループをいう。
- (22) 事業の着手年月日 申請者と施工者が、耐震改修工事等の契約を締結した日とする。
- (23) 事業の完了年月日 事業が完了し、申請者が施工者に所定の費用を支払った日とする。

（対象となる住宅の要件）

第4条 本事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、前条第1号に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

- (1) 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅
- (2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

2 対象住宅は、前項の規定によるもの及び、次の各号に掲げる要件を満たすもののほか、別表第1に定めるものとする。

- (1) 申請者以外に、所有権を有している者（以下「権利者」という。）が存在する場合にあっては、原則として当該権利者全員の同意が得られていること。（ただし、生計を一にする親族で、同居している者の同意は除く。）
- (2) 所有者が死亡している場合にあっては、相続人の代表者が申請できるものとし、ほかの相続人の同意が得られていること（被相続人と相続人の関係が分かる戸籍謄本の写し等を添付すること。）。
- (3) 2つ以上の建物が一体となって、1つの戸建住宅を形成している場合にあっては、建物ごとに補助対象となるか否かを判断するものとする。ただし、そ

それぞれの建物が第3条第1号に規定する住宅の要件を全て満たしていない場合であっても、同号ア、イ又はウのいずれか一つ以上の設備要件を満たしている場合は補助対象とみなす。また、この号の規定を適用する場合の補助金の額は、補助対象となる建物が複数棟であっても、戸建住宅一棟分の額を限度とする。

(4) 1敷地の住宅で旧耐震の別棟部分がある場合、及び旧耐震の構造上分離された部分がある場合において、その一部のみ耐震改修工事を行おうとする場合には、耐震改修工事を行わない部分の日常的利用頻度が著しく小さい場合のみ、若しくはその一部のみ除却しようとする場合には除却されない部分が住宅の要件を満たさず、かつ、新たに建設しようとする部分が住宅の全ての要件を満たす場合、補助対象とみなす。

(5) 店舗等併用住宅において、店舗等部分が構造的に分離されている場合は、当該部分が2分の1以上であっても、住宅部分を補助対象とみなす。

3 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。

4 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りでない。

（補助事業の対象となる者）

第5条 補助事業の対象となる者は、次に掲げる要件のほか、別表第1に定める要件を満たすものとする。

(1) 住宅の所有者が町外に居住している場合にあっては、以下の全てを満たしている者に限り所有者の親族を補助事業の対象となる者とみなすものとする。

ア 町外での居住が、単身赴任など一時的なものであること。

イ 所有者と生計を同一とする親族が町内に在住していること。

(2) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を速やかに町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。

ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人の関係が分かる戸籍謄本の写し等）

イ 工事費補助にあっては、事業を引き継ぐ者の所得証明書

ウ 申請者の相続人が複数いる場合は、事業を引き継ぐ者が事業を行うことに對するほかの相続人の同意書

(3) 前号に規定する事業を引き継ぐ者は、申請者に代わって第12条の規定に基づく事業の完了実績の報告をしなければならない。

(4) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果安全性が低いと診断されたものを所有する者

(5) 町税の滞納がない者

(6) 所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が13,950,000円）以下の者

(7) 補助を受ける住宅又は新たに新築しようとする住宅が、兵庫県住宅再建共

済制度に加入している者又は加入する者

(附帯工事)

第6条 第3条第12号、第13号及び第15号に規定する附帯工事は、次の各号に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものは除く。

- (1) 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
- (2) 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事に並びに当該部分の断熱工事
- (3) 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事
 - ア 建具の取替え工事
 - イ 配管又は配線の切替え工事
 - ウ 既存の住宅設備機器等（キッチンセット（つり戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事
- (4) 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び土間の取替え工事
- (5) 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替え工事
- (6) 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事

(交付申請)

第7条 第2条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業に着手する前に、住宅耐震化事業補助金交付申請書（様式第1号）に補助事業に応じ別表第1の2から同表第1の8に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、予算の定める範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、住宅耐震化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

(交付決定額の変更)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、住宅耐震化事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に補助事業に応じ別表第1の2から同表第1の8に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、予算の定める範囲内で交付決定額の変更をし、住宅耐震化事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは住宅耐震化事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは住宅耐震化事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業を中止し、又は廃止した補助事業者には、既に補助事業の一部に着手していた場合であっても、その実績に応じた補助金の交付は行わないものとする。
（報告）

第11条 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内の完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに住宅耐震化事業遂行困難状況報告書（様式第7号）を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、住宅耐震化事業実績報告書（様式第8号）に補助事業に応じ別表第1の2から同表第1の8に定める書類を添えて、当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該事業の交付決定通知日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、住宅耐震化事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により確定した補助金の額が第8条第1項の規定により通知された交付決定額（第9条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額）と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助事業者は補助金を請求しようとするときは、前条の規定による補助金の額の確定後、住宅耐震化事業補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。
（補助金の取消し）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正の行為により、補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

（2）交付決定の内容等に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合は、住宅耐震化事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、当該補助事業者へ通知

するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付している場合は、交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(設計の確認)

第17条 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助の補助事業者は、耐震改修計画の策定を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書(様式第12号)に町長が定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書(様式第12号)及び町長が定める添付書類を町長に提出することができる。

(添付書類の有効期限)

第18条 交付申請等の際に添付する書類の有効期限は、申請等の日から起算して6か月以内とする。

(施工者の責務)

第19条 施工者は、申請者から依頼を受けた業務について、信義に従って誠実に履行するものとする。

(実績の公表)

第20条 町長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事実績の公表を県が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(台帳の整備)

第21条 町長は、補助の執行状況を明らかにするため、住宅耐震化事業補助金台帳を整備するものとする。

(その他)

第22条 過去に「住宅建替工事費補助」、「住宅耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助」又は、「シェルター型工事費補助」の補助金を受けた住宅については、過去に受けている補助金の額を控除するものとする。

2 補助事業の対象となる「住宅耐震改修工事」、「簡易耐震改修工事」、「屋根軽量化工事」については、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(佐用町住宅耐震改修促進事業実施要綱等の廃止)

2 佐用町住宅耐震改修促進事業実施要綱(平成26年佐用町要綱第7号)は、廃止する。

3 佐用町要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業補助金交付要綱(平成26年

佐用町要綱第16号) は、廃止する。

4 佐用町防災ベッド等設置事業実施要綱（平成27年佐用町要綱第22号）は、廃止する。

5 佐用町住宅耐震化建替助成事業実施要綱（平成27年佐用町要綱第23号）は、廃止する。

（経過措置）

6 この要綱の施行前にこの要綱による廃止前の前項の要綱その他相当規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成29年3月30日要綱第30号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月11日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月14日要綱第27号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	補助事業の名称	補助事業の要件
1	住宅建替工事費補助事業	別表第1の2のとおりとする
2	住宅耐震改修工事費補助事業	別表第1の3のとおりとする
3	屋根軽量化工事費補助事業	別表第1の4のとおりとする
4	シェルター型工事費補助事業	別表第1の5のとおりとする
5	防災ベッド等設置補助事業	別表第1の6のとおりとする
6	簡易耐震改修工事費補助事業	別表第1の7のとおりとする
7	住宅耐震改修計画策定費補助事業	別表第1の8のとおりとする
8	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助事業	別表第1の9のとおりとする

別表第1の2（第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	住宅建替工事費補助事業
補助事業の目的	住宅の所有者が地震に備え、居住する住宅を除却し、現行の建築基準法を満たす住宅を新たに建替えることにより、既存

	住宅の耐震化を促進することを目的とする。	
補助事業の対象となる住宅	<p>1 除却する住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であること。</p> <p>(2) 第3条第9号で規定する耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの</p> <p>(3) 所有者又はその2親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの</p> <p>2 新たに建築しようとする住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 同一敷地内、現地で建替するもの</p> <p>(2) 申請者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p>	
補助事業の対象となる者	<p>1 補助事業の対象者は、第5条の規定のほか、次に掲げる全ての要件を満たす個人とする。</p> <p>(1) 除却する住宅の所有者又はその2親等以内の親族</p> <p>(2) 新たに新築しようとする住宅の所有者</p>	
補助事業の対象となる経費	建替え工事費補助の対象となる経費は、除却する住宅の除却費及び新たに建築する住宅の建築工事費の一部又は全部。（ただし、総額が100万円以上のものに限る。）	
補助率	4 / 5	
補助金の額	対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）	
添付書類	(交付申請) 第7条	<p>1 住宅概要書（別記様式第1号-2）</p> <p>2 除却する住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 除却する住宅の簡易耐震診断結果 4 申請者の所得証明書 5 町税の納税証明書 6 建替工事の見積書 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの
	(実績報告) 第12条	<ul style="list-style-type: none"> 1 交付決定通知書の写し 2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し (1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書 (2) 住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類 3 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し 4 新たに新築する住宅の検査済証 5 完了写真 6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））

別表第1の3（第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	住宅耐震改修工事費補助事業
-------	---------------

補助事業の目的	住宅の所有者が地震時に備え、当該住宅の耐震改修工事を実施することにより、住宅の耐震化を促進し、また、町内の施工業者を利用した場合、更に経費の一部を町が助成することで、町内産業の活性化及び雇用の促進を図ることを目的とする。	
補助事業の対象となる住宅	改修する住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 第3条第9号で規定する耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの	
補助事業の対象となる者	補助事業の対象者は、第5条の規定に定めるもの（ただし、マンションについては、第5条第6号を除く。）（区分所有のマンションにおいては管理組合）	
補助の対象経費	第3条第12号で規定するもの 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること （ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）	
補助率	戸建住宅：4／5、その他共同住宅：4／5、マンション：1／2	
補助金の額	戸建住宅	対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） 上乗せ分（町内業者）対象となる経費×1／10（上限30万円）（千円未満の端数切捨て） 上乗せ分（町外業者）対象となる経費×1／20（上限15万円）（千円未満の端数切捨て）
	その他共同住宅	対象となる経費に補助率を乗じた額又は40万円に対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
	マンション	対象となる経費に補助率を乗じた額又は対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）×25,100円／㎡若しくは以下の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）

		<p>1,000㎡以上5,000㎡以内は3,000万円 5,000㎡を超え10,000㎡以内は6,000万円 10,000㎡を超え15,000㎡以内は9,000万円 15,000㎡超えは13,500万円</p>
添付書類	(交付申請) 第7条	<p>1 耐震改修工事住宅概要書（個表）（別記様式第1号-4）</p> <p>2 補助金算定・精算書（別記様式第2号-1）</p> <p>3 見積書</p> <p>4 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し★</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>5 耐震診断報告書★（別記様式第4号）</p> <p>6 耐震診断計算書（現況）★</p> <p>7 耐震診断計算書（補強案）★</p> <p>8 所得証明書及び納税証明書</p> <p>9 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる遺地物を明示したもの）★</p> <p>(2) 配置図★</p> <p>(3) 平面図及び立面図（耐震改修前後）★</p> <p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>10 区分所有の共同住宅である場合には次の書類</p> <p>(1) 管理組合の議決を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要なとなる</p>

		書類 11 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し（ただし、マンションの場合を除く。） 12 耐震改修工事実施業者名公表確認書（別記様式第6号—1又は—2）（ただし、マンションの場合を除く。） 13 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） ★は、住宅耐震改修計画策定補助を受けた場合に省略可能な書類（変更がない場合）
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの
	(実績報告) 第12条	1 補助金算定・精算書（別記様式第2号—1） 2 耐震改修工事費内訳書 3 耐震改修工事実施確認書（別記様式第5号—2） 4 交付決定通知書の写し 5 耐震診断計算書（補強案）（交付決定後変更があった場合） 6 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 8 実績公表内容報告書（別記様式第7号） 9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格、建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）

別表第1の4（第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	屋根軽量化工事費補助事業
補助事業の目的	住宅の所有者が地震に備え、屋根の軽量化工事を行う場合に、必要な助成を行うことにより、既存住宅の耐震化を促進す

	ることを目的とする。	
補助事業の対象となる住宅	<p>改修する住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 木造戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であること。</p> <p>(2) 第3条第9号で規定する耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上1.0未満と診断されたもの</p>	
補助の対象経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が屋根を、非常に重い屋根から重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事及びそれに併せて実施する耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費	
補助率	定額	
補助金の額	50万円	
添付書類	(交付申請) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事住宅概要書（個表）（別記様式第1号—1） 2 補助金算定・精算書（別記様式第2号—2） 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は、検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 耐震工事事業計画書（別記様式3号） 5 所得証明書及び納税証明書 6 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 配置図 (3) 平面図及び立面図（耐震改修前後） (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 7 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住

		<p>宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</p> <p>8 耐震改修工事実施業者名公表確認書（別記様式第6号—1又は—2）</p> <p>9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの
	(実績報告) 第12条	<p>1 補助金算定・精算書（別記様式第2号—2）</p> <p>2 耐震改修工事費内訳書</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 耐震改修工事実施確認書（別記様式第5号）</p> <p>5 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し</p> <p>6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し</p> <p>7 実績公表内容報告書（別記様式第7号）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、1級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>

別表第1の5（第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	シェルター型工事費補助事業
補助事業の目的	住宅の所有者が地震に備え、家屋が倒壊しても一定の空間を確保できるシェルター装置を設置する工事を行う場合に、必要な助成を行うことにより、倒壊による人命を守ることを目的とする。
補助事業の対象となる住宅	<p>改修する住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であること。</p> <p>(2) 第3条第9号で規定する耐震診断の結果、上部構造評点</p>

	が1.0未満と診断されたもの	
補助の対象経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施するシェルターの設置工事（シェルター型工事）（総額が10万円以上のものに限る。）に要する経費	
補助率	定額	
補助金の額	対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円とする。	
添付書類	(交付申請) 第7条	1 耐震改修工事住宅概要書（個表）（別記様式第1号—1） 2 補助金算定・精算書（別記様式第2号—2） 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で次に掲げるいずれかの写し （1）住宅の建築時の建築確認通知書又は、検査済証 （2）住宅の登記事項証明書 （3）住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） （4）その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 耐震工事事業計画書（別記様式第3号） 5 所得証明書及び納税証明書 6 住宅耐震改修に係る図書 （1）付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） （2）配置図 （3）平面図及び立面図（耐震改修前後） （4）その他耐震改修工事内容が確認できる図書 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格、建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの
	(実績報告)	1 補助金算定・精算書（別記様式第2号—

	第12条	<p>2)</p> <p>2 耐震改修工事費内訳書</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 耐震改修工事実施確認書（別記様式第5号）</p> <p>5 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し</p> <p>6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し</p> <p>7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格、建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）</p>
--	------	---

別表第1の6（第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	防災ベッド等設置補助事業	
補助事業の目的	住宅の居住者が地震に備え、防災ベッド等の設置を行う場合において、必要な助成を行うことにより、地震時の家屋の倒壊から人命を守ることを目的とする。	
補助事業の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 第3条第9号で規定する耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの</p> <p>(2) 木造戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）で、1階部分に設置するもの</p> <p>(3) 兵庫県家財再建共済制度か兵庫県住宅再建共済制度に加入しているもの又は、加入するもの</p>	
補助事業の対象となる者	対象となる住宅の居住者	
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅に防災ベッド等の設置に要する経費をいい、防災ベッド等の設置に際して必要となる床の補強に係る経費を含むものとする。	
補助率	定額	
補助金の額	10万円	
添付書類	(交付申請)	1 住宅概要書（別記様式第1号-2）

	第7条	<p>2 住宅の建築年月が確認できる書類で次に掲げるいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は、検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の建築年月を証明する書類</p> <p>3 簡易耐震診断結果</p> <p>4 住民票の写し</p> <p>5 所得証明書及び納税証明書</p> <p>6 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書</p> <p>7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの
	(実績報告) 第12条	<p>1 交付決定通知書の写し</p> <p>2 防災ベッド等の設置に係る契約書及び領収書の写し</p> <p>3 完成写真</p> <p>4 兵庫県住宅再建共済制度か兵庫県住宅家財再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し</p> <p>5 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>

別表第1の7（第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	簡易耐震改修工事費補助事業
補助事業の目的	地震時に住宅が瞬時に倒壊しない程度の簡易な耐震改修を行う者に対し、必要な補助を行うことにより、住宅の耐震改修を促進することを目的とする。
補助事業の対象となる住宅	対象となる住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

	<p>(1) 第3条第9号で規定する耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はI s 0.3未満と診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、評点が0.7未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断事業」で、診断の結果、評点が0.7未満のもの</p> <p>(4) 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上又は、I s 値が0.3以上であること</p>	
補助事業の対象となる者	対象となる住宅の所有者	
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。	
補助率	4 / 5	
補助金の額	50万円 ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、3.3万円（定額）とする。	
添付書類	(交付申請) 第7条	<p>1 耐震改修住宅概要書（個表）（別記様式第1号－5）</p> <p>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>3 所得証明書及び納税証明書</p> <p>4 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>5 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく</p>

		<p>住宅改修業者登録制度による登録証の写し</p> <p>6 耐震改修工事実施業者名公表確認書（別記様式第6号—1又は—2）</p> <p>7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの
	(実績報告) 第12条	<p>1 補助金精算書（別記様式第2号—3）</p> <p>2 耐震改修工事費内訳書</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 耐震診断報告書（別記様式第4号） 耐震診断計算書（現況） 耐震診断計算書（補強案）</p> <p>5 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図及び立面図（耐震改修前後） (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>6 耐震改修工事実施確認書（別記様式第5号）</p> <p>7 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>8 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し</p> <p>9 耐震改修工事実績公表内容報告書（別記様式第7号）</p> <p>10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>

別表第1の8（第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助事業
補助事業の目的	耐震改修計画の策定を行う者に対し、必要な補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

補助事業の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 第3条第9号で規定するもの</p>	
補助事業の対象となる者	<p>第5条で定める対象となる住宅の所有者であつて所得制限は除く。</p>	
補助事業の対象経費	<p>補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費</p> <p>ただし、策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であること</p>	
補助率	<p>2 / 3</p>	
補助金の額	戸建住宅	<p>対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、3.3万円を限度とする。</p>
	その他共同住宅	<p>対象となる経費に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、4万円／戸を限度とする。</p>
	マンション	<p>対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）を以下に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額単価をそれぞれ乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、以下に基づき算出される額に1 / 3を乗じて得た額を限度とする。</p>

		<p>1,000㎡以内の部分は2,400円/㎡</p> <p>1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,000円/㎡</p> <p>2,000㎡を超える部分は700円/㎡</p>
添付書類	(交付申請) 第7条	<p>1 耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書（個表）（別記様式第1号-3）</p> <p>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は、検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>3 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>4 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書</p> <p>5 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類</p> <p>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類</p> <p>6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）</p>
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの
	(実績報告)	1 補助金算定・精算書（別記様式第2号-1）

	第12条	1) 2 耐震改修工事費用の見積書 3 交付決定通知書の写し 4 耐震診断報告書（別記様式第4号） 5 住宅耐震改修に係る図書 （1）配置図 （2）平面図及び立面図（耐震改修前後） （3）その他耐震改修計画内容が確認できる図書 6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合には、委任状に代理人の資格（建築士の場合には、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
--	------	---

別表第1の9（第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助事業
補助事業の目的	耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を行う者に対し、必要な補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進することを目的とする。
補助事業の対象となる住宅	対象となる住宅は、第4条の規定によるもののほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 （1）第3条第9号で規定するもの
補助事業の対象となる者	補助事業の対象者は、第5条の規定に定めるもの
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費
補助率	住宅耐震改修計画策定費：2／3 住宅耐震改修工事費：4／5
補助金の額	耐震診断及び住宅耐震改修計画策定に要する経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額（千円未満

	<p>の端数切捨て) 及び耐震改修工事に要する経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額 (千円未満の端数切捨て)</p> <p>上乗せ分 (町内業者) 対象となる経費×1/10 (上限30万円) (千円未満の端数切捨て)</p> <p>上乗せ分 (町外業者) 対象となる経費×1/20 (上限15万円) (千円未満の端数切捨て)</p>	
添付書類	交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修住宅概要書 (個表) (別記様式第8号) 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所得証明書の写し 4 付近見取り図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 5 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類 6 耐震改修工事実施業者名公表確認書 (別記様式第6号-1又は-2) 7 委任状 (代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号 (登録府県名等)) を記載したもの)
	変更	各添付書類のうち、内容に変更があったもの
	実績報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金精算書 (別記様式第9号) 2 耐震改修内訳書 3 交付決定通知書の写し 4 耐震診断報告書 (別記様式第4号) 5 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図

		<p>(2) 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>6 耐震改修工事実施確認書（別記様式第5号）</p> <p>7 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等</p> <p>8 兵庫県住宅再建共済制度加入証の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</p> <p>9 耐震改修工事実績公表内容報告書（別記様式第7号）</p> <p>10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
--	--	--

別表第2（第3条第8号関係）

耐震診断区分		耐震基準
1	第3条第7号アによるもの	上部構造評点 ≥ 1.0 ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること。
2	第3条第7号イによるもの 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の一次診断	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{s0} \geq 1.0$ ※ I_{s0} 算定に用いる用途指数 U は、1.0とする。
	上記以外	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
3	第3条第7号ウによるもの	構造計算により安全性が確かめられること。
4	第3条第7号エによるもの	上記1から3の耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

注) 簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点の「1.0」を「0.7」と、構造耐震指標 I_s の「0.6」を「0.3」と読み替えるものとする。

別表第3（第3条第12号エ関係）

1	（一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、当該都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表第4（第3条第15号イ関係）

No.	名称	会社名
1	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武防災株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設
6	セフティールーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェルBOX	ナスラック株式会社
8	J. Pod 耐震シェルター	J. Pod & 耐震工法協会
9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
10	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
11	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
12	「ウッド・ラック」ルームシェルターひのき庵	新光産業株式会社
13	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
14	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所

別表第5（第3条第16号イ関係）

No.	名称	会社名
1	ウッド・ラック（WOOD-LUCK）	新光産業株式会社

2	防災ベッドBB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみっくベッドシェルター	NPO法人つみっくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
10	シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会社
11	耐震小型シェルター「構 - k a m a e -」テーブルタイプ	株式会社安信

様式第 1 号 (第 7 条関係)

住宅耐震化事業補助金交付申請書

年 月 日

佐用町長 様

(申請者) (〒 -)
 任 所
 団 体 名
 代表者名 印
 (上記代理人) (〒 -)
 任 所
 氏 名 印
 (連絡先の電話番号)
 (連絡先の FAX 番号)

年度において、 補助事業を下記のとおり実施したいので、補助金
 円を交付願いたく佐用町住宅耐震化補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請し
 ます。

記

1. 事業の内容及び経費区分 (別記)

2. 事業の着手年月日 年 月 日 (予定)
 事業の完了年月日 年 月 日 (予定)

3. 添付書類
 別表第 1 に定められた必要なもの

別 記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 予算額は、補助対象となる額を記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。

住宅耐震化事業補助金交付決定通知書

様

佐用町長



年 月 日付けで申請のあった 補助事業補助金について、
金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は住宅耐震化事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 補助事業者は、佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- 4 この事業は、年3月24日までに完了しなければならない。
- 5 この事業が完了したときは、速やかに住宅耐震化事業実績報告書を提出すること。
- 6 この事業を中止、又は、廃止したときには、既に補助事業に着手していた場合であっても、補助金の交付は行わないものとする。
- 7 この補助金等の使途について不相当と認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。
- 8 補助金交付の条件は、前7項に定めるもののほか、別紙のとおりとする。（住宅耐震改修計画策定費補助以外）

※ 本事業の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合、「住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県のホームページで公表できる事業者との契約が必要となりますのでご注意ください。

別紙（補助金交付の条件）

1. 実施報告の際には、下記の補助対象工事とされた工事すべてについて、撮影した工事状況写真（施工前、施工中、施工後）を提出すること。

(1) 基礎工事

アンカー打設・鉄筋取付、コンクリート出来型、クラック補修 等

(2) 耐力壁設置工事

既存壁撤去、補強材設置、補強材と既存の柱・横架材等との接合部（隠べいされる部分を含む）、床補強工事 等

(3) 屋根工事

既存瓦、既存軒とい撤去、下地補修 等

(4) その他の工事

交付決定において補助対象とされた上記以外の工事

(ご注意)

工事写真の撮り忘れ等により、必要な書類が提出できない場合や、交付決定時の工事計画と実際の工事が異なる場合等は補助金を交付できない場合があります。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

住宅耐震化事業補助金変更交付申請書

佐用町長 様

(申請者) (〒 -)

住 所

団 体 名

代表者名

印

(上記代理人) (〒 -)

住 所

氏 名

印

(連絡先の電話番号)

(連絡先のFAX番号)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 補助事業の内容を下記のとおり変更し、補助金 円の交付を受けたいので、佐用町住宅耐震化補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

3 添付書類（交付申請内容の変更がわかるもの）

住宅耐震化事業補助金変更交付決定通知書

様

佐用町長



年 月 日付で変更交付申請のあった 補助事業補助金につ
いては、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は住宅耐震化事業補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回増減額決定額	円
- 補助金交付の条件等については、上記のほかは、年 月 日付 第 号の住宅耐震化事業補助金交付決定通知書第3項から第7項までのとおりとする。

年 月 日

住宅耐震化事業中止（廃止）承認申請書

佐用町長

様

（申請者）（〒 ー ）

住 所

団 体 名

代表者名

印

（上記代理人）（〒 ー ）

住 所

氏 名

印

（連絡先の電話番号）

（連絡先のFAX番号）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、 補助事業について、下記のとおり中止（廃止）するので、承認願いたく、佐用町住宅耐震化補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）予定年月日 年 月 日

様式第 6 号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

住宅耐震化事業中止 (廃止) 承認通知書

様

佐用町長



年 月 日付けで申請のありました、補助事業の中止 (廃止) について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

年 月 日付けで申請のあった事業は、住宅耐震化事業中止 (廃止) 承認申請書に記載のとおり中止 (廃止) する。

様式第 7 号 (第11条関係)

住宅耐震化事業遂行困難状況報告書

年 月 日

佐用町長

様

(申請者) (〒 -)

住 所

団 体 名

代表者名

(上記代理人) (〒 -)

住 所

氏 名

(連絡先の電話番号)

(連絡先の FAX 番号)

印

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、承認願いたく、佐用町住宅耐震化補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、報告します。

記

1. 事業の遂行が困難な理由

2. 今後の見通しと所見

様式第 8 号 (第12条関係)

年 月 日

住宅耐震化事業実績報告書

佐用町長

様

(申請者) 〒 _____)

住 所

団 体 名

代表者名

印

(上記代理人) (〒 _____)

住 所

氏 名

印

(連絡先の電話番号) _____)

(連絡先の FAX 番号) _____)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、補助
事業を下記のとおり実施したので、佐用町住宅耐震化補助金交付要綱第 12 条の規定により、その実
績を報告します。

記

1 事業の内容及び経費区分 (別記)

2 事業の着手年月日 (年 月 日)
年 月 日

事業の完了年月日 (年 月 日)
年 月 日

3 添付書類

別表第 1 に定められた必要なもの

(注) 申請内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

別 記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
	円	
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 予算額は、補助対象となる額を記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

住宅耐震化事業補助金額確定通知書

様

佐用町長



年度
ので通知します。

補助事業補助金として、下記のとおり補助金を確定しました

記

1 確定額 金 円

年 第 号
月 月 日

住宅耐震化事業補助金交付決定取消通知書

様

佐用町長



年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定をした、 事
業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金 円を取り消す
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 取消しの理由

設 計 確 認 書

佐用町長 様

設 計 者 氏 名

() 建築士 () 登録第 号

建築士事務所名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった耐震改修に
要する経費等については、下記のとおり補助要件を満たしていることを確認しました。

記

1 設計内容

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果	(所見)
評点_____	
4 改修後における耐震診断結果	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
評点_____	
5 備考	

2 補助対象経費

区 分		費 用	概 要
補助対象経費	耐震診断費用		
	計画策定費用		
	耐震改修工事費用		
	計		
補助対象外経費			
総費用			

添付資料

- 1 チェックリスト
- 2 図面
- 3 設計計算
- 4 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）